

# 【重要】令和6年9月1日以降

## パスポート(旅券)を受け取る方へ

👉パスポートを受け取る際には、

**国の手数料と県の手数料の両方を支払う**必要があります。

### 県の手数料について

令和6年8月末で、**収入証紙の販売が終了**するため、

**9月1日以降に収入証紙を購入して**

**パスポートの手数料を納めることはできません。**

(購入済の収入証紙は、令和7年3月末まで使用できます。)



### 《令和6年9月1日からの支払い方法》

旅券窓口で国と県の手数料をそれぞれ納付

- ・ 国の手数料 → 収入印紙(郵便局で購入)
- ・ 県の手数料 →

- ① **キャッシュレス決済**(窓口でクレジットカード、電子マネー、コード決済)  
→ パスポート交付時にお支払いいただきます
- ② **納付書による金融機関での納付**(納付済証原本を旅券窓口提出)  
→ パスポート申請時にお渡します
- ③ **購入済の収入証紙**(令和7年3月末まで使用できます)

①～③のいずれかで  
納付できますが、できるだけ  
**キャッシュレス決済で  
お願いします!**



### 【旅券窓口でのキャッシュレス決済で使用可能なブランドマーク】

#### カード決済



#### 電子マネー



#### コード決済



※「PiTaPa」はご利用いただけません。



#### 問合せ先

糸魚川市市民課

☎025-552-1511

新潟県パスポートセンター

☎025-290-6670